

民間投資促進特区における優遇制度

税制上の支援措置

(~28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業については、以下の税制上の特例措置が受けられます。

《国税》 ※対象設備等の詳細は、国税庁のHPをご覧ください(<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm>)

特別償却／ 税額控除	特別償却	~26年3月末	~28年3月末	選択 適用 ↔	税額控除(※)	~26年3月末	~28年3月末
	機械装置	即時償却	50%		機械装置	15%	
建物・構築物	25%			↔	建物・構築物	8%	

(※)上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。

選択適用

法人税 特別控除 雇用等している被災者に対する給与等支給額の**10%**を税額控除
(法人税額の20%が限度)

新規立地 促進税制 新規立地新設企業を5年間無税に ※津波浸水区域を持つ市町内に限る。

新設法人の再投資等準備金積立額の**損金算入** (指定後5年間、所得金額を限定) **+** 再投資した場合の**即時償却** (再投資等準備金残高を限度)

研究開発税制 研究用資産について**即時償却** **+** 開発研究用資産の即時償却した減価償却費の**12%**を税額控除(通常8~10%)

《地方税》

法人事業税 不動産取得税 固定資産税

上記の地方税を減免

優遇税制の適用を受けられる区域（復興産業集積区域）

●復興産業集積区域とは

（定義）復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域

■区域イメージ

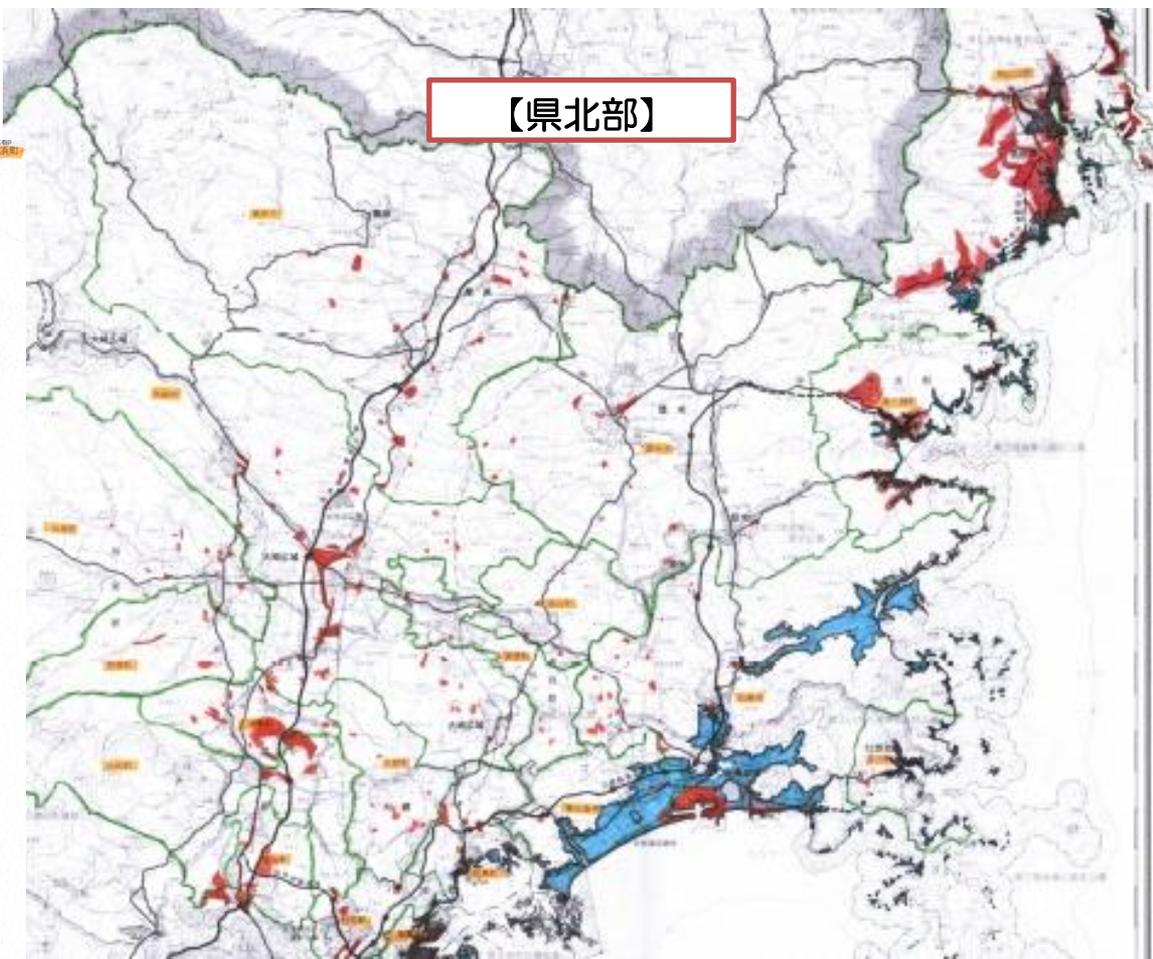
※区域は詳細に定められております。詳しくは、東日本大震災特別区域法資料（復興庁）

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/02/000496.html> をご覧いただくか、県、各市町村までお問い合わせください。

【県南部】



【県北部】



下記の集積業種に係る事業を営む事業者が対象となります。

●集積業種

■自動車関連産業

自動車・同附属品製造業 及び その関連業種。
例) 繊維工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業 等

■食品関連産業

食料品製造業、飲料・飼料製造業 及び その関連業種。
例) プラスチック製品製造業、生産用機械器具製造業、倉庫業 等

■医療・健康関連産業

計量器・計測器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、医療用電子応用装置製造業 及び その関連業種。
例) プラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業 等

■航空宇宙関連産業

航空機・同附属品製造業、ロケット・人工衛星製造業等 及び その関連業種。
例) 繊維工業、鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路製造業 等

■高度電子機械産業

電子部品・デバイス・電子回路製造業 及び その関連業種。
例) 生産用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、電気機械器具製造業 等

■木材関連産業

木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業 及び その関連業種。
例) 家具・装備品製造業、印刷・同関連業 等

■クリーンエネルギー関連産業

石油化学系基礎製品製造業 及び 石油精製業 のうち藻類から精製するもの、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、電池製造業、太陽電池製造業 及び その関連業種。
例) 化学工業、プラスチック製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業 等

■船舶関連産業

船舶製造・修理業、船用機関製造業 及び その関連業種。
例) 非鉄金属製品製造業、鉄鋼業、情報通信機械器具製造業 等